

第1回  
聖籠中学校通学バス運行検討委員会

令和5年5月18日  
聖籠町教育委員会 子ども教育課

# 委員会設置の目的

中学校の冬季通学バスの運行については、現在、12月～2月の冬季に限り、聖籠中学校の全生徒を対象に貸切バスを運行しています。

令和4年度の検討委員会では、令和2年度の検討委員会からの「基本的に料金の値上げは止む無し。」という答申の方向性は共有しつつも、感染症や物価高、ウクライナ情勢など経済状況を踏まえ、料金を据え置きとし、令和5年度に再度検討することとしました。

今年度は、引き続き料金についての検討を行うとともに、11月から利用できるようにしてほしいとの町民からの要望や、エコバスのバス停利用について検討することを目的としております。

# 検討委員会の進め方

## 1. 本委員会で検討いただく内容

- ① 今年度以降の中学校通学バス料金について . . . P. 4~10
- ② 運行期間について . . . P.11~14
- ③ バス停について . . . P.15

⇒各内容の詳細は後ほど事務局より説明いたします。

## 2. 検討委員会開催予定（案）

本日を含め2回の開催を予定。

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

## ・令和4年度の状況

### ▶ 料金

(1) 片道利用 7,000円

(2) 往復利用 14,000円

※距離による料金の差はありません。

※片道、往復を申請時に選択いただきます。

### ▶ 利用人数

(1) 片道利用 46人

(2) 往復利用 247人

(3) 利用料免除者 41人

※利用料免除者とは、生活保護者、就学援助費、  
特別支援教育就学奨励費の支給を受けている者

### ▶ 利用料収入

(1) 実収入額 3,213,000円 (運行費用に対する割合 約30%)

(2) 免除額 567,000円

(3) 合計額 3,780,000円 (運行費用に対する割合 約35.6%)

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

## ・過去の値上の経過について

- ▶ 平成22年度 制度開始時 片道 5,000円 往復 10,000円  
エコバスの料金を参考に、100円の50日間で片道5,000円
- ▶ 平成27年度 値上げ1回目 片道 6,000円 往復 12,000円  
貸切バスの運賃・料金制度の改正に伴い委託料が大幅に増額したため、片道1000円の増額。
- ▶ 平成28年度 値上げ2回目 片道 7,000円 往復 14,000円  
事業費が増加傾向にあることから、片道1,000円の増額。
- ▶ 平成29年度以降 料金据え置きとし、現在に至る。

※令和2年度、令和4年度に料金の値上げについて本委員会で検討し、  
経済状況を勘案し、据え置きとした。

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

## ▶ 料金を値上げする場合の考え方について（案）

（案） 1. 片道 1 回あたりの料金を定める場合

片道 1 回あたりの料金を定め、年間運行日数に応じた、年間利用料を算出する。

（案） 2. 負担割合で料金を定める場合

運行に係る費用に対する利用者の負担割合を定め、1 人当たりの年間利用料を算出する。

（案） 3. 上記 2 つの（案）を考慮し料金を定める場合

定期的に料金改定について検討を行う。

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

(案) 1. 片道1回あたりの料金を定める場合

現在の料金から片道1回あたりの料金を算出した場合、約140円  
毎年度、年間の運行回数×料金を片道分の料金として定める。

・1回あたりの料金に対する利用料（年間運行回数を50回（12月～2月）と想定した場合）

1回あたりの料金	年間利用料（片道）	年間利用料（往復）	備考
140円	7,000円	14,000円	現行料金
150円	7,500円	15,000円	
160円	8,000円	16,000円	
170円	8,500円	17,000円	
180円	9,000円	18,000円	
190円	9,500円	19,000円	
200円	10,000円	20,000円	

※町エコバスの料金は100円ですが、中学校通学バスは全員着席を前提としているため、料金は町エコバスより割高となります。

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

## (案) 2. 負担割合で料金を定める場合

令和4年度は免除者分を含めると、運行費用の約35.6%を利用者が負担。  
毎年度、運行費用確定後、負担割合、利用人数を基に年間利用料を算出する。

・令和4年度の運行費用、利用者数を基に算出した場合  
(参考：令和4年度の運行費用 10,617,150円)

負担割合	利用者負担額 (千円未満切捨)	年間利用料 (片道) (百円未満切捨)	年間利用料 (往復) (百円未満切捨)
35.6%	3,780,000円	7,000円	14,000円
40%	4,246,000円	7,800円	15,600円
45%	4,777,000円	8,800円	17,600円
50%	5,308,000円	9,800円	19,600円

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

それぞれのメリット、デメリット

## 1. 片道1回あたりの料金を定める場合

- ・メリット

運行日数に応じて料金を定めることから、申込の案内をする際に、料金をお知らせすることが可能。

- ・デメリット

その年度の利用状況（利用者数、運行日数等）により町と利用者の負担割合が変動する。

## 2. 負担割合で料金を定める場合

- ・メリット

利用者の負担割合が固定化される。

- ・デメリット

申込後に利用者に応じた運行経路による試算を行うため、申込時点では料金をお知らせすることができない。

# ①今年度以降の中学校通学バス料金について

それぞれのメリット、デメリット

## 3. (案) 1, (案) 2を考慮し年間利用料を定める場合

- ・メリット

料金の変動が少ないため、申込に合わせて料金の案内が可能。  
定期的に検討を行うことで、利用者の負担割合の変動を抑えることができる。

- ・デメリット

適正な負担割合を維持するためには、定期的に委員会での料金改定が必要となる。

## ② 運行期間について

- ▶ 現在は、中学校で自転車通学が禁止となる12月～2月のみ通学バスの運行を行っておりますが、町民から町議会議員を通じ11月からバスの運行を行ってほしいという要望がありました。
- ▶ なお、令和2年度の検討委員会では、運行目的として以下のような基本的な考え方が示され、その際に要望に上がっていた、3月の運行については「12月～2月のままでよい。」と結論付けられました。

### 委員会の基本的な考え方

本事業は、冬期間での登下校の利便性ととともに、降雪により歩行空間が制限された道路通行の不安解消策及び、冬季の日暮れが早くなることからの防犯の安全性の観点から「生徒の通学の安全確保」とすべきである。

※聖籠中学校通学バスの運行に関する報告書（令和2年度）抜粋

## ② 運行期間について

▶ 令和4年11月の日没時刻及び気象情報について

・ 日没時間

令和4年11月 1日 16時44分

令和4年11月30日 16時24分

・ 気象情報（令和4年11月）

気温（日数）	平均	最高	最低
5℃未満	0	0	3
5℃以上10℃未満	2	0	19
10℃以上15℃未満	24	7	8
15℃以上20℃未満	4	18	0
20℃以上25℃未満	0	5	0

降水量（mm）	最大1時間
1mm未満	15
1mm以上5mm未満	12
5mm以上10mm未満	1
10mm以上15mm未満	2
15mm以上20mm未満	0

※降雪は0日

[ホーム](#) > [知識・解説](#) > [天気予報等で用いる用語](#) > 雨の強さと降り方

## 雨の強さと降り方

### 雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる			

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

## ② 運行期間について

- ▶ 11月～2月に運行した場合の運行費用、利用者負担の試算  
令和4年度と同様の利用者数、運行経路として令和5年度の登校日で試算する。

11月～2月まで運行 17,133,490円（72日間運行）

12月～2月まで運行 12,429,934円（52日間運行）

4,703,556円の増額

※競争により、実運行費用は試算の額より減少することがあります。

今現在の負担割合（35.6%）で1人当たりの負担額を試算

片道 11,200円（4,200円増）

往復 22,400円（8,400円増）

### ③バス停について

- ▶ 雨宿り等のため、民家の軒先等を生徒が使用しているとの指摘が町議会議員からありました。
- ▶ 現在中学校通学バスは、運行経路、時間の効率化のため町工コバスのバス停を基本に運行しております。
- ▶ 仮に旧こども園バスのように待合所を設置した場合、設置費用や、土地の賃貸借料が必要となります。
- ▶ また、バスの待合所を変更した場合、運行経路が変更され、運行距離、運行時間が増え、運行経費は増額となります。  
(国土交通省の通知に基づき、時間制運賃、距離制運賃の両方を用いて費用が算出されるため。)